

西予市議会委員会傍聴取扱規程

令和6年3月21日

西予市議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市議会の委員会における傍聴に関し、西予市議会委員会条例(平成16年西予市条例第283号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 公開する委員会の範囲は、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会並びにこれらの委員会の分科会、小委員会及び連合審査会(以下「委員会」という。)とする。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の定員は、各委員会5人、報道関係者は各社1人とする。ただし、各委員会の委員長が議事に支障がないと認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続)

第5条 傍聴の手続に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 受付は、委員会開会予定時刻20分前(以下「受付開始時刻」という。)から5分前までに議会事務局で行う。ただし、委員会が午前に引き続き午後からも開催される場合は、12時40分から12時55分までの時刻も受付を行うこととする。
- (2) 委員会を傍聴しようとする者は、受付時に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- (3) 受付は、委員会ごとに行い、受付開始時刻に議会事務局に来庁した傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により決定する。
- (4) 同一人による複数の委員会の同時受付は行わず、傍聴人が1委員会の傍聴を終え、同日開催されている他の委員会を傍聴しようとする場合は、改めて当該委員会の受付を行う。
- (5) 児童及び乳幼児は、傍聴できない。ただし、引率者又は保護者が同伴する場合は、この限りでない。
- (6) 座席を必要としない乳幼児を同伴する者は、1席とする。
- (7) 車いすを使用する者は、1席とする。
- (8) 障がい者、病人、高齢者等については、歩行に必要な盲導犬、装具等

を携えて入室することができる。

- (9) 障がい者、病人、高齢者等の同伴者については、別に委員会を傍聴しようとする者としての手続を必要とする。

(傍聴券の交付及び着用)

第6条 委員会を傍聴しようとする者又は報道関係者は、傍聴券の交付を受けるものとする。

- 2 委員会を傍聴しようとする者及び報道関係者は、常時、傍聴券を着用しなければならない。

- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴)

第7条 委員会を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

- 2 傍聴人の途中入退室は、委員会審査に支障をきたすため原則認めない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

- 3 傍聴人は、委員会室内において、飲食(水分補給は除く。)をしてはならない。

(写真撮影及び録音等の特例)

第8条 委員会室での広報関係職員及び報道関係者の写真撮影は、許可する。ただし、撮影に際しては、フラッシュ等の照明器具の使用は認めない。

- 2 報道関係者が録音を行う場合は、事前に委員長の許可を得なければならない。

(傍聴規則の準用)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の傍聴に関する取扱いは、西予市議会傍聴規則(平成16年西予市議会規則第2号)の規定を準用するものとする。

附 則

この告示は、令和6年5月16日から施行する。